



第 1 0 回

# 吉野川市学校再編計画策定委員会

平成 2 4 年 1 1 月 2 0 日（火）午後 7 時

吉野川市川島庁舎 2 階大会議室

## 学校再編計画策定委員会第10回会議日程

1 開 会

2 会長挨拶

3 教育長挨拶

4 協議事項

(1) 答申案（その2）について

5 そ の 他

6 閉 会

※ 下線部分と表題に(新)を付した項目は、今回加筆修正した箇所

# 吉野川市学校再編計画について

( 答申案 その2 )

平成 年 月

吉野川市学校再編計画策定委員会

## 目 次

|                                |       |           |
|--------------------------------|-------|-----------|
| 答申に当たって                        | ・ ・ ・ | 1         |
| <b>I 適正規模・適正配置の基本的な考え方について</b> | ・ ・ ・ | <b>2</b>  |
| 1 基本方針                         | ・ ・ ・ | 2         |
| 2 再編の基準                        | ・ ・ ・ | 3         |
| （1）適正規模                        | ・ ・ ・ | 3         |
| ① 小学校                          | ・ ・ ・ | 3         |
| ・ 1 学年当たりの学級数                  | ・ ・ ・ | 3         |
| ・ 1 学級当たりの児童数                  | ・ ・ ・ | 5         |
| ② 中学校                          | ・ ・ ・ | 7         |
| ・ 1 学年当たりの学級数                  | ・ ・ ・ | 7         |
| ・ 1 学級当たりの生徒数                  | ・ ・ ・ | 8         |
| （2）適正配置                        | ・ ・ ・ | 10        |
| ① 小学校                          | ・ ・ ・ | 10        |
| ② 中学校                          | ・ ・ ・ | 11        |
| 3 校区見直し及び学校選択制導入の検討            | ・ ・ ・ | 12        |
| ① 小学校                          | ・ ・ ・ | 12        |
| ② 中学校                          | ・ ・ ・ | 13        |
| <b>II 市立学校の具体的な再編について</b>      | ・ ・ ・ | <b>14</b> |
| 1 計画期間                         | ・ ・ ・ | 14        |
| 2 小学校の再編計画                     | ・ ・ ・ | 15        |
| 3 中学校の再編計画                     | ・ ・ ・ | 15        |
| 4 跡地・跡施設の活用                    | ・ ・ ・ | 17        |
| <b>III 付帯意見</b>                | ・ ・ ・ | <b>18</b> |
| <b>IV 審議経過</b>                 | ・ ・ ・ | <b>19</b> |
| 1 協議一覧                         | ・ ・ ・ | 19        |
| 2 学校再編計画策定委員会委員名簿              | ・ ・ ・ | 20        |

## 答申に当たって（新）

国勢調査による吉野川市の年少人口（０～１４歳）は、昭和５５年の９，８７８人から平成２２年の５，０４６人と約半分に減少している。また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している市町村別人口によると、吉野川市における年少人口は平成２２年の４，９３１人から平成３７年には３，３２３人、平成４７年には２，６９９人と、１５年間で約２４．３％、２５年間で約４５．３％減少すると予測されており、年少人口の減少は、すなわち学校の小規模化に直結する問題である。

平成２４年５月１日現在の状況は、国が定める学校規模で分類すると、吉野川市にある市立の小学校１４校、中学校４校のうち、適正規模（１２～１８学級）といえる学校は５校に過ぎず、小規模校（６～１１学級）は１２校あり、過小規模校（５学級以下）も１校ある。

このように学校を取り巻く環境が大きく変化していく中で、当策定委員会は平成２３年１１月２９日に吉野川市教育委員会から吉野川市学校再編計画に係る次の事項について諮問を受けた。

- （１）吉野川市立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
- （２）吉野川市立の小学校及び中学校の具体的な再編について

諮問に際して、吉野川市教育委員会からは、「吉野川市においても少子化による学校の小規模化が進んでいる。小規模な学校はメリットもあるものの、デメリットの部分が懸念され、子どもたちにとってより良い教育環境を整備するためには、学校再編は避けて通れない」という認識が示された。当策定委員会としては、吉野川市の将来を担う子どもたちにとって、どのような学校再編が望ましいのかという視点に立って、１０回にわたり審議を重ねてきた。ここにその結果を答申する。

今後、吉野川市教育委員会では具体的な検討に着手し、吉野川市学校再編計画を策定すると思うが、この「答申」を尊重していただくとともに、広く市民の皆様の理解を得ながら取組を進められることを期待する。

## I 適正規模・適正配置の基本的な考え方について

### 1 基本方針

吉野川市学校再編計画は、特に次の点に基づくものとする。

- (1) 学校の適正規模・適正配置は、児童・生徒にとって望ましい教育環境を実現するためのものであること。
- (2) 計画の内容は、通学距離や通学時間はもとより、通学途上の安全確保に十分配慮し、保護者や地域住民の理解と協力が得られるものであること。
- (3) 学校施設の整備に当たっては、既存校舎の活用を原則とし、防災上の安全性に配慮するとともに、情報化・国際化など、これからの新しい教育に対応できるものとする。
- (4) 計画の対象は、市立の小学校及び中学校とすること。~~幼稚園は、別に定めた吉野川市幼保再編構想により、保育所と共に就学前施設として幼保一体化を目指すものとする。~~

## 2 再編の基準

吉野川市学校再編計画は、現在把握し得る平成30年度の推計児童・生徒数を見据えた上で、次の適正規模・適正配置の基準に基づくものとする。

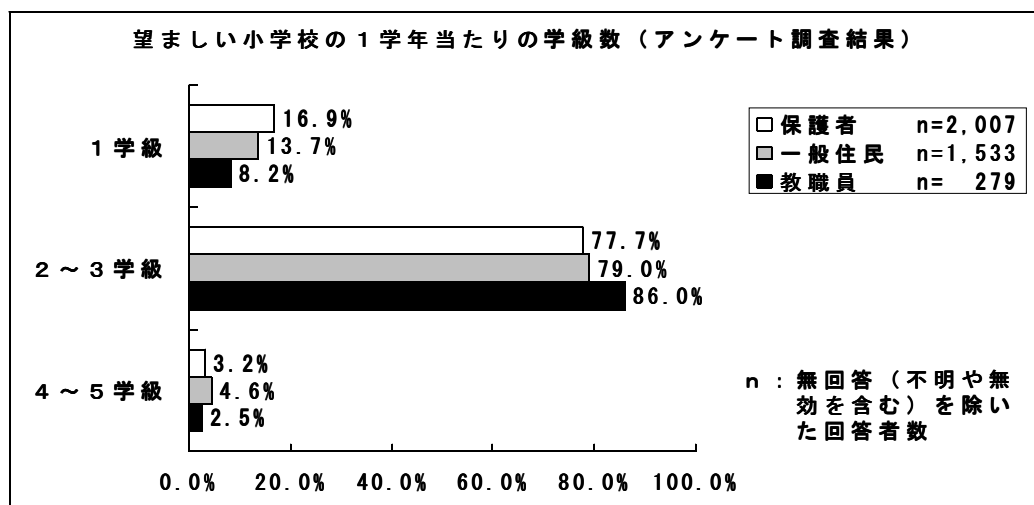
### (1) 適正規模

#### ① 小学校

- ・1学年当たりの学級数

吉野川市が目指す1学年当たりの学級数は、クラス替えができる2～3学級とする。

昨年、吉野川市教育委員会事務局が実施した「学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）では、一つの学年での学級数は2～3学級が望ましいと答えた方が78.9%と最も多く、次いで1学級が15.0%となった。保護者，一般市民，教職員とも2～3学級が望ましいと答えた割合が最も高い。



学校教育法施行規則及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、12学級以上18学級以下が標準・適正な規模とされている。全て通常学級である場合は、1学年当たりでは2学級以上3学級以下となり、アンケート調査の結果と一致する。

市内の小学校14校のうち、通常学級が全ての学年において1学級の学校（~~小規模校~~）が10校、複式学級の学校（~~過小規模校~~）が1校あり、今後も減少傾向が続くと考えられる。残る3校は、12学級の学校が2校、14学級の学校が1校と適正規模校である。

小規模な学校には「一人一人の個性や特性に応じたきめ細やかで丁寧な指導が期待できる」などといったメリットがある一方で、「人間関係が固定化・序列化する恐れや、学級の中で人間関係が破綻した場合、学級編制による回避ができないことが不安である」、「社会性が身に付きにくい」といったデメリットも不安視されている。

1 学年当たりの学級数については、「小学校は運動会など地域に密着して活動しており、あまり広い地域をまとめることはできないので、2～3 学級というのが現実的だろう」、「最低でもクラス替えはしたい」といった議論や、アンケート調査の結果を参考にしながら、吉野川市が目指す1 学年当たりの学級数は、クラス替えができる2～3 学級とする。ただし、校区が広域化し過ぎる場合は、適正配置の観点から再編の組合せを調整し、その結果、1 学年1 学級のいわゆる「単学級」が生じることも仕方がないとの結論に至った。



・ 1 学級当たりの児童数

吉野川市が目指す 1 学級当たりの児童数は、 3 0 人程度とする。

アンケート調査では、 1 学級当たりの児童数は 3 0 人程度が望ましいと答えた方が 3 1. 7 % と最も多く、次いで 2 5 人程度が 2 9. 2 %、2 0 人程度が 2 6. 9 % となっており、これらの回答が全体の 9 割近く（ 8 7. 8 % ）を占めている。

平成 2 4 年 5 月 1 日現在の小学校の実態を見ると、通常学級は 1 4 小学校合わせて 1 0 2 学級あり、通常学級に在籍する児童数は 2, 0 3 3 人である。このうち、 1 5 人以下の学級が 2 4 学級あり、在籍する児童数を合計すると 2 5 0 人となる。これは 2, 0 3 3 人の 1 2. 3 % に当たる。また、 2 6 ～ 3 0 人が 1 3 学級で 3 6 3 人（ 1 7. 9 % ）となっている。

アンケート調査では、 1 5 人程度の規模が望ましいと答えた方が、回答者の 3. 4 % であるのに対して、 1 5 人以下の学級に在籍する児童数の割合は 1 2. 3 % となっている。この 1 5 人以下の学級の多くは、全校児童数が 1 0 0 人に満たない小規模な学校の学級である。一方、 3 0 人程度が望ましいと答えた方が、回答者の 3 1. 7 % であるのに対して、 2 6 ～ 3 0 人の学級に在籍する児童数は 3 6 3 人で 1 7. 9 % となっている。

このように、保護者を含む市民が望ましいと考える 1 学級当たりの児童数と実態は、一致していない。

| 平成 2 4 年 5 月 1 日現在の実態 |       |                | アンケート調査結果 |        |
|-----------------------|-------|----------------|-----------|--------|
| 1 学級当たり               | 通常学級数 | 児童数（構成比率）      | 1 学級当たり   | 回答割合   |
| ～15人                  | 24学級  | 250人（12.3%）    | 15人程度     | 3.4%   |
| 16人～20人               | 30学級  | 538人（26.5%）    | 20人程度     | 26.9%  |
| 21人～25人               | 28学級  | 642人（31.6%）    | 25人程度     | 29.2%  |
| 26人～30人               | 13学級  | 363人（17.9%）    | 30人程度     | 31.7%  |
| 31人～35人               | 5学級   | 165人（8.1%）     | 35人程度     | 7.3%   |
| 36人～40人               | 2学級   | 75人（3.7%）      | 40人程度     | 1.4%   |
| 計                     | 102学級 | 2,033人（100.0%） | 計         | 100.0% |

※ 構成比率、回答割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 1 0 0 % にならない場合がある。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（平成23年4月22日改正。以下「義務教育標準法」という。）では、1学級の児童数は40人（1年生は35人）とされている。平成24年度については、各都道府県の申請で配置する「加配教員」を活用して、2年生の35人学級に対応している。文部科学省は、今後5年間で公立の小中学校全学年で35人学級を実現することなどを内容とした「新たな教職員定数改善計画案」を策定しており、平成25年度概算要求に教員増員の予算を計上した。

徳島県は、平成24年度徳島県公立小中学校学級編制基準（以下「県学級編制基準」という。）で、国よりも更に進めて、小学校の1年生から4年生までは35人、5年生から6年生までは40人とし、さらに、「オンリーワン徳島行動計画」の中で、平成26年度までに小学校全学年で35人学級を実施することを目標としている。

吉野川市は県学級編制基準により学級を編制しているが、30人以下の学級が全体の約9割（88.3%）を占める状況である。

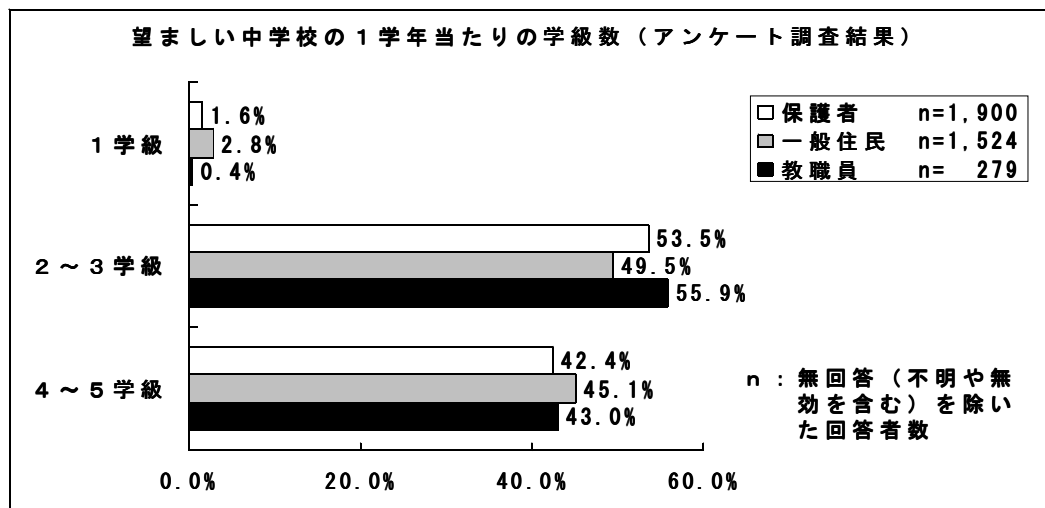
1学級当たりの児童数については、「少人数も良いが、社会性を学ばせるなら小学校からある程度の人数が必要」、「授業中に先生が児童の顔を見られるのは何人か」といった議論や、アンケート調査の結果を参考にしながら、今後の国・県における少人数学級への動向を注視しつつ、吉野川市が目指す1学級当たりの児童数は、30人程度とする。30人程度とは、おおむね25～35人の範囲とする。ただし、県学級編制基準で2学級となる最少児童数は36人であり、この場合1学級当たり18人となることから2学級の場合は18人以上に、同様に3学級となる最少児童数は71人であり、1学級当たり23.7人となることから3学級の場合は23人以上とするとの結論に至った。

## ② 中学校

- ・ 1 学年当たりの学級数

吉野川市が目指す 1 学年当たりの学級数は、3 学級以上とする。

アンケート調査では、一つの学年での学級数は 2 ～ 3 学級が望ましいと答えた方が 52.0% と最も多く、次いで 4 ～ 5 学級が 43.6% となっており、全体の 9 割以上（95.6%）を占める。小学校と異なり、次点の 4 ～ 5 学級が望ましいと答えた割合が高い。これは、保護者、一般市民、教職員とも同じ傾向である。



学校教育法施行規則及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、小学校と同様に 12 学級以上 18 学級以下が標準・適正な規模とされており、全て通常学級である場合は、1 学年当たりでは 4 学級以上 6 学級以下となる。

市内の中学校 4 校のうち、通常学級数が 6 学級の学校が 2 校、9 学級の学校が 1 校、12 学級の学校が 1 校となっている。

1 学年当たりの学級数については、「2 学級だと学級対抗を行っても組合せが 1 組しかなく、クラス替えを行うとしても 2 学級と 3 学級では違う」、「中学校の場合は小学校と違って部活動があるので、チーム競技の部活でチームが組めず、やりたい競技の部活ができないという状況をなくすため、学校全体のボリュームも考えないといけない」といった議論や、アンケート調査の結果を参考にしながら、吉野川市が目指す 1 学年当たりの学級数は、3 学級以上とするとの結論に至った。

・ 1 学級当たりの生徒数

吉野川市が目指す 1 学級当たりの生徒数は、 3 0 人程度とする。

アンケート調査では、 1 学級当たりの生徒数は 3 0 人程度が望ましいと答えた方が 4 5. 2 % と最も多く、次いで 2 5 人程度が 2 1. 4 %、3 5 人程度が 1 5. 8 % となっており、これらの回答が全体の約 8 割（8 2. 4 %）を占めている。

平成 2 4 年 5 月 1 日現在の中学校の実態を見ると、通常学級は 4 中学校合わせて 3 3 学級あり、通常学級に在籍する生徒数は 9 4 4 人である。このうち、 2 1 ～ 2 5 人の学級が 9 学級あり、在籍する生徒数を合計すると 2 0 9 人となる。これは 9 4 4 人の 2 2. 1 % に当たる。以下、 2 6 ～ 3 0 人が 1 1 学級で 3 1 5 人（3 3. 4 %）、3 1 ～ 3 5 人が 1 3 学級で 4 2 0 人（4 4. 5 %）となっている。

中学校も小学校と同様に、アンケート調査では、 1 学級当たりの生徒数は 3 0 人程度が望ましいと答えた方が最も多いが、実態は 3 1 ～ 3 5 人の学級に在籍する生徒の数が 1 番多い状況である。

| 平成 2 4 年 5 月 1 日現在の実態 |       |              | アンケート調査結果 |        |
|-----------------------|-------|--------------|-----------|--------|
| 1 学級当たり               | 通常学級数 | 生徒数（構成比率）    | 1 学級当たり   | 回答割合   |
| ～15人                  | 0学級   | 0人（0.0%）     | 15人程度     | 1.4%   |
| 16人～20人               | 0学級   | 0人（0.0%）     | 20人程度     | 12.8%  |
| 21人～25人               | 9学級   | 209人（22.1%）  | 25人程度     | 21.4%  |
| 26人～30人               | 11学級  | 315人（33.4%）  | 30人程度     | 45.2%  |
| 31人～35人               | 13学級  | 420人（44.5%）  | 35人程度     | 15.8%  |
| 36人～40人               | 0学級   | 0人（0.0%）     | 40人程度     | 3.5%   |
| 計                     | 33学級  | 944人（100.0%） | 計         | 100.0% |

※ 構成比率，回答割合は，小数点以下第 2 位を四捨五入しているため，合計が 1 0 0 % にならない場合がある。

義務教育標準法では、 1 学級の生徒数は 4 0 人とされている。また、小学校と同様に、全学年で 3 5 人学級を実現するため、文部科学省において新たな教職員定数改善計画案を策定し、制度化を目指す方針である。

県学級編制基準では、中学校の 1 年生は 3 5 人、 2 年生から 3 年生までは 4 0 人とされている。

吉野川市は県学級編制基準により学級を編制しているが、全て35人以下の学級である。これは、一部の中学校の努力により、教員一人当たりの担当時間を増やすことによって、学級数を増やしたものである。

1 学級当たりの生徒数については、「小学校と同じ30人程度の規模が良い」、「中学校は進学の問題があり、先生方にとっても十分にケアできる環境が良い」といった議論や、アンケート調査の結果を参考にしながら、今後の国・県における少人数学級への動向を注視しつつ、吉野川市が目指す1学級当たりの生徒数は、30人程度とする。30人程度とは、おおむね25～35人の範囲とするとの結論に至った。

## (2) 適正配置

### ① 小学校

#### ・通学方法，通学距離

吉野川市において，通学方法は原則として徒歩とし，通学距離の範囲はおおむね2キロメートルとする。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では，通学距離が，小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内であることとされている。

アンケート調査では，小学校までの通学距離は1キロメートル未満が回答者の36.9%，1～2キロメートル未満が41.9%となっており，2キロメートル未満で8割近く（78.8%）を占めている。回答者の9割近く（88.2%）が徒歩で通学している。

徒歩で通学する児童の通学時間は，約半数（49.6%）が15分未満で通学しており，15～30分未満と合わせると約9割（91.7%）を占める。徒歩以外では，15分未満が76.8%，15～30分未満と合わせると約9割（92.1%）を占める。

現在，吉野川市⇔は種野小学校への通学支援として，スクールバスを2台運行している。

通学距離・通学方法については，「小学校は1年生から徒歩通学になり，体力を増進させるというPTAの取組もあるが，1～2年生はそこまでの体力はない」，「徒歩であれば2キロメートルが精一杯」，「4キロメートルを徒歩で通学していたので，2キロメートルにこだわる必要はない」，「小学校1年生では徒歩の2キロメートルは30～40分程度かかる」，「通学時間を考えると2キロメートルが良いのではないか」といった議論を踏まえ，吉野川市において，通学方法は原則として徒歩とし，通学距離の範囲はおおむね2キロメートルとするとの結論に至った。

② 中学校

・ 通学方法，通学距離

吉野川市において，通学方法は原則として徒歩又は自転車とし，通学距離の範囲はおおむね５キロメートルとする。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では，通学距離が，中学校にあってはおおむね６キロメートル以内であることとされている。

アンケート調査では，回答者の９２．３％が自転車で，４．９％が徒歩で通学している。

徒歩又は自転車で通学する生徒の通学時間は，１５分未満が６４．９％，１５～３０分未満が３３．４％となっており，３０分未満で９８．３％を占めている。徒歩・自転車以外では，１５分未満が４６．２％，１５～３０分未満が４２．３％となっており，３０分未満で９割近く（８８．５％）を占めている。

現在，吉野川市では山川中学校への通学支援として，スクールバスを１台運行している。

通学距離・通学方法については，「中学校では６キロメートルまでは自転車による通学は可能である」，「自転車の６キロメートルは男子生徒だと３０分程度で，女子生徒だと４０分かかる」，「部活動をしている生徒は，朝練・夜練等がある」，「通学時間を考えると６キロメートルではなく５キロメートルが妥当ではないか」といった議論を踏まえ，吉野川市において，通学方法は原則として徒歩又は自転車とし，通学距離の範囲はおおむね５キロメートルとするとの結論に至った。

### 3 校区見直し及び学校選択制導入の検討

#### ① 小学校

**吉野川市において、小学校の校区は現行の校区を変更せずに、再編後の学校の校区を構成する。**

学校教育法施行令では、教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされており、指定をする際の判断基準としては教育委員会があらかじめ設定した通学区域（校区）がある。

吉野川市では、住民基本台帳に記載された住所地によって各学校の校区を定めている。

指定された就学校（指定学校）については、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、吉野川市教育委員会が相当と認める時には、市内の他の学校に変更することができる。

これに対して、教育委員会が就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる学校選択制がある。

校区の見直しについては、「学校再編により、学校までの距離が変わるので、この際に校区を見直し、より近い学校に行けるようにするべきでないか」、「既存校舎を活用する再編であり、校区の見直しまで行う必要はない」、「子どもの人数を考えると、現状の校区のままでないとバランスが取れない」といった議論を踏まえ、現行の校区を変更せずに再編後の学校の校区を構成するとの結論に至った。

また、学校選択制の導入については、「地元の小学校に通学させるのが基本」、「現在でも指定学校変更申立により校区外へ通学できている」といった議論を踏まえ、学校選択制の導入はしないとの結論に至った。



## ② 中学校

吉野川市において、中学校の校区は現行の校区を変更せずに、再編後の学校の校区を構成する。

校区の見直し~~にともな~~及び学校選択制の導入については、小学校と同様の結論に至った。

### 【市立川島中学校に関する議論】

再編に伴い、現行の市立川島中学校区を変更すること又は学校選択制を導入することについては、「将来の人口減少を見据えると、中学校も統合しなければ仕方がない」、「川島に中学校を置いて欲しいが、小学校を統合する施設を考えると市立川島中学校を使用したい」、「小学校が一つになって仲間になったのに、中学校に入学する時に違う学校に通学するのは、不登校とか、いじめにも関わる大きな問題だ」といった議論を踏まえ、現行の校区を変更せずに、学校選択制も導入しないこととする。

しかし、「川島町の保護者は納得できるのか」、「他の地域の学校再編は進むと思うが、川島町の学校再編は進まない状況が出てくる」といった意見もあることから、通学支援について、川島町から通学する生徒に対して最大の配慮をするべきと考える。

## Ⅱ 市立学校の具体的な再編について

### 1 計画期間

学校再編計画は、前期計画、後期計画及び将来構想の三部構成とする。

計画期間は、前期、後期それぞれおおむね５年とし、将来構想は計画期間を定めず、将来の人口減少を見据えた理想と考える学校再編像を示すものとする。

#### ① 前期計画

- ・ 上浦小学校と牛島小学校と森山小学校を鴨島東中学校に統合
- ・ 川田小学校と川田中小学校と川田西小学校と種野小学校を川田中小学校に統合
- ・ 鴨島東中学校と鴨島第一中学校を鴨島第一中学校に統合

#### 【留意点】

鴨島東中学校が鴨島第一中学校に統合されないと、上浦小学校と牛島小学校と森山小学校を鴨島東中学校に統合することができない。

牛島小学校は幼保再編の候補施設となっているため、牛島小学校を含んだ学校再編が進まないと、幼保再編が進まない可能性がある。

川田小学校と川田中小学校と川田西小学校と種野小学校を川田中小学校に統合することについては、児童数が著しく少なくなる恐れのある学校を含んでいるため、早期の学校再編が望まれるが、４幼稚園は小学校の校舎と一体となっており、小学校を先行して統合すると、幼稚園だけがその校舎に取り残されることになるため、幼保再編と連携して進める必要がある。

#### ② 後期計画

- ・ 鴨島小学校と知恵島小学校を鴨島小学校に統合
- ・ 飯尾敷地小学校と西麻植小学校を飯尾敷地小学校に統合
- ・ 川島小学校と学島小学校を市立川島中学校に統合
- ・ 市立川島中学校と山川中学校を山川中学校に統合

#### 【留意点】

市立川島中学校が山川中学校に統合されないと、川島小学校と学島小学校を市立川島中学校に統合することができない。

学校再編計画を、小学校、中学校別に整理すると、次頁のとおりである。

## 2 小学校の再編計画

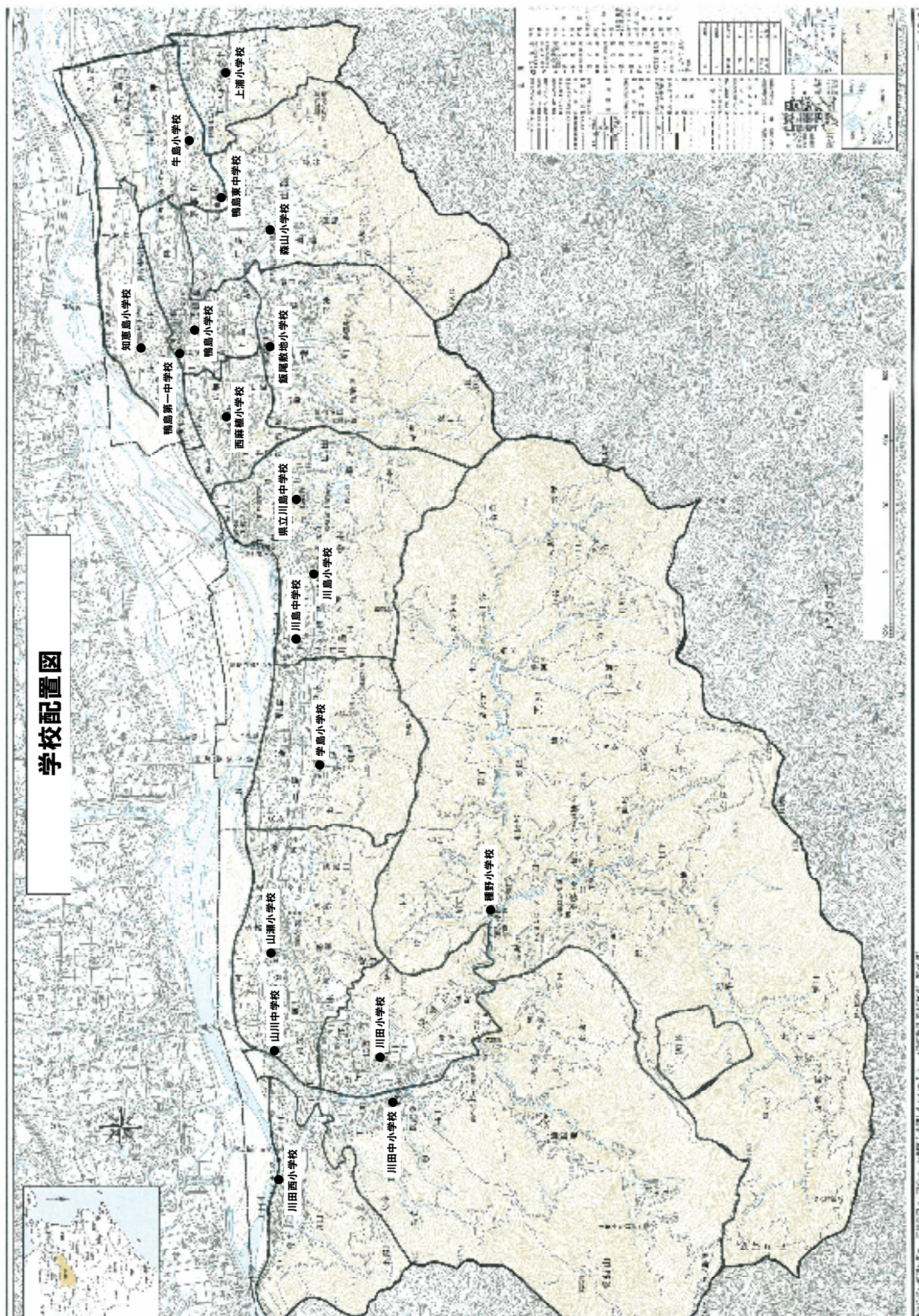
| 学校名         | 前期計画<br>(おおむね5年) | 後期計画<br>(おおむね5年) | 将来構想                                                       |
|-------------|------------------|------------------|------------------------------------------------------------|
| 上 浦 小 学 校   | 鴨島東中学校<br>に統合    | →                | →                                                          |
| 牛 島 小 学 校   |                  |                  |                                                            |
| 森 山 小 学 校   |                  |                  |                                                            |
| 鴨 島 小 学 校   | →                | 鴨島小学校に<br>統合     | 児童数の推移を考慮<br>しつつ、後期に統合<br>した2校を再統合す<br>ることを検討する            |
| 知 恵 島 小 学 校 | →                |                  |                                                            |
| 飯尾敷地小学校     | →                | 飯尾敷地小学<br>校に統合   |                                                            |
| 西 麻 植 小 学 校 | →                |                  |                                                            |
| 川 島 小 学 校   | →                | 市立川島中学<br>校に統合   | →                                                          |
| 学 島 小 学 校   | →                |                  |                                                            |
| 山 瀬 小 学 校   | →                | →                | 児童数の推移を考慮<br>しつつ、山瀬小学校<br>と前期に統合した小<br>学校を再統合するこ<br>とを検討する |
| 川 田 小 学 校   | 川田中小学校<br>に統合    | →                |                                                            |
| 川 田 中 小 学 校 |                  |                  |                                                            |
| 川 田 西 小 学 校 |                  |                  |                                                            |
| 種 野 小 学 校   |                  |                  |                                                            |

## 3 中学校の再編計画

| 学校名       | 前期計画<br>(おおむね5年) | 後期計画<br>(おおむね5年) | 将来構想                                                                              |
|-----------|------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 鴨島東中学校    | 鴨島第一中学校<br>に統合   | →                | 生徒数の推移を考慮<br>しつつ、新たな場所<br>に中学校を建設し、<br>既存校舎は再統合す<br>る小学校の校舎とし<br>て活用することを検<br>討する |
| 鴨島第一中学校   |                  |                  |                                                                                   |
| 市立川島中学校   | →                | 山川中学校に<br>統合     |                                                                                   |
| 山 川 中 学 校 | →                |                  |                                                                                   |



# 学校配置図





#### 4 跡地・跡施設の活用（新）

##### （１）活用方針

長い歴史を築いてきた学校を再編することは、卒業生や地元の方々にとっては、もの寂しさを感じたり、複雑な思いがあると考えられる。したがって、再編後の学校の跡地・跡施設については、まず、地域住民の意向を聞き、施設の状況等を考慮しながら活用方法を検討しなければならない。

また、活用方法を見いだせない施設や、公共施設として活用できない施設については、売却も検討すべきである。

##### （２）具体的な活用方法

###### ① 地域コミュニティ施設

- ・ 地域の人が集まる場所、例えば大人の学校や地域の学校として、運動会や学習活動ができる施設

###### ② 文教施設

- ・ 体育館やプールを一般に開放
- ・ 図書館
- ・ 幼保再編構想の候補地

###### ③ 福祉施設

- ・ 低料金の子育て専用公営住宅
- ・ 地区社会福祉協議会の活動拠点

###### ④ 商工業施設

- ・ 企業のオフィス
- ・ 市有林の間伐材置き場

###### ⑤ その他の施設

- ・ 地域の防災施設

### Ⅲ 付帯意見

#### 1 通学支援

- ・校区が広域となる小学校については，スクールバスを運行すること
- ・校区が広域となる中学校については，スクールバスの運行及びＪＲの通学定期の補助をすること

#### 2 安全対策

- ・新たな通学路など，より一層の安全対策をすること
- ・天井材，照明器具など非構造部材の耐震対策をすること
- ・国道に歩道橋を整備するよう働きかけること
- ・水害に見舞われる可能性がある学校については，適切な対策を講じること

#### 3 将来に向けた理想的な再編

- ・生徒数の推移を考慮しつつ，新たな場所に中学校を建設し，既存校舎は統合する小学校の校舎として活用することを検討すること

#### 4 その他

- ・老朽化した体育館を改築すること
- ・中学校を小学校に転用する場合，小学校としての機能が果たせるような設備の充実を図ること
- ・幼稚園は保育所と共に就学前施設として幼保一体化を目指しているが，小学校との連携も重要であることから，学校再編計画は幼保再編構想と関連を図りながら進めること
- ・放課後児童クラブ（学童保育）の利便性の低下を招かないよう配慮すること

#### Ⅳ 審議経過（新）

##### 1 協議一覧

| 回 数   | 年 月 日       | 協 議 事 項                                                                       |
|-------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回 | H23. 11. 29 | (1) 諮問                                                                        |
| 第 2 回 | H24. 2. 29  | (1) 素案作成の工程表について<br>(2) 基本方針について<br>(3) 適正規模について                              |
| 第 3 回 | H24. 4. 25  | (1) 適正規模について<br>(2) 適正配置について<br>(3) 通学方法について<br>(4) 校区について                    |
| 第 4 回 | H24. 5. 31  | (1) 適正規模について<br>(2) 適正配置について<br>(3) 校区について                                    |
| 第 5 回 | H24. 6. 25  | (1) 小学校の再編計画について                                                              |
| 第 6 回 | H24. 7. 25  | (1) 中学校の再編計画について                                                              |
| 第 7 回 | H24. 8. 23  | (1) 中学校の再編計画について<br>(2) 小学校の再編計画について                                          |
| 第 8 回 | H24. 9. 24  | (1) 中学校の再編計画について<br>(2) 小学校の再編計画について<br>(3) 校区・学校選択制について<br>(4) 再編の基準の見直しについて |
| 第 9 回 | H24. 10. 29 | (1) 跡地・跡施設の活用について<br>(2) 計画期間について<br>(3) 答申案（その 1）について                        |
| 第10回  | H24. 11. 20 | (1) 答申案（その 2）について                                                             |
| 答 申   | H24. 12.    |                                                                               |

## 2 学校再編計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

| No. | 氏 名     | 備 考                  |
|-----|---------|----------------------|
| 1   | 渡 邊 正 浩 | 学校の児童・生徒の保護者         |
| 2   | 小 牧 和 仁 | 学校の児童・生徒の保護者         |
| 3   | 森 本 一 広 | 学校の児童・生徒の保護者         |
| 4   | 谷 田 憲 二 | 学校の児童・生徒の保護者         |
| (5) | 石 田 隆 志 | 小学校長会会長（H24年3月まで）    |
| 5   | 松 永 雅 行 | 小学校長会会長（H24年4月から）    |
| 6   | 岡 田 謙 治 | 中学校長会会長              |
| 7   | 藤 村 和 行 | 公共的団体（自治会連合会会長）      |
| 8   | 重 本 清   | 公共的団体（老人クラブ連合会会長）    |
| 9   | 野 口 優 子 | 公共的団体（婦人団体連合会会長）     |
| 10  | 東 谷 克 子 | 公共的団体（民生委員児童委員協議会会長） |
| 11  | 岸 田 益 雄 | 市議会議員                |
| 12  | 林 啓 子   | 識見を有する者              |
| 13  | 小 松 美智子 | 識見を有する者              |
| 14  | 木 村 雅 彦 | 識見を有する者／会長           |
| 15  | 和 泉 隆 啓 | 識見を有する者／副会長          |